

令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額496,111千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額513,324千円は、当年度分損益勘定留保資金498,012千円及び建設改良積立金15,312千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		収 入		
第1款	資本的収入	7,196,359千円	88,977千円	7,285,336千円
第1項	企業債	5,047,300千円	59,300千円	5,106,600千円
第4項	補助金	2,149,059千円	29,677千円	2,178,736千円
		支 出		
第1款	資本的支出	7,692,470千円	106,190千円	7,798,660千円
第1項	建設改良費	7,463,497千円	106,190千円	7,569,687千円

（企業債）

第3条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水場施設再構築事業	4,173,700 千円	普通貸借	1.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (うち据置5年以内)の年賦又は半年賦とし、元金均等又は元利均等の方法により償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	4,233,000 千円	同左	同左	同左
老朽管路更新事業	873,600 千円				同左			
計	5,047,300 千円				5,106,600 千円			

令和 5 年 7 月 2 1 日 提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力